

バスとタクシーの移動支援が変わります！

～ 助成券(バス)とカード(タクシー)でそれぞれの運賃を助成します ～



©しらかわん

種類	バス移動支援（助成券）	定率タクシー支援（カード）
対象者	白河市に 住民登録 があり、次のいずれかに該当する方	
	① 高齢者 （令和9年3月31日までにそれぞれ以下の年齢になる方）	
	75歳以上	65歳以上
	② 障がい者 （障がい者手帳をお持ちの方）	
	③ 妊産婦 のうち、下記の期間内の方 母子健康手帳を交付された日から出産した子の1歳の誕生日を含む年度末まで ※申請時に母子健康手帳をお持ちください。	
	※①②は 運転免許証を所持していない方に限ります	※ 運転免許証の有無は問いません
交付内容	100円助成券 × 120枚 (12,000円分) ※年度内1人1回限りの交付です。再交付はありません。	定率タクシー利用登録証(カード) (期間内は何度でもご利用できます)
助成額	運賃の2分の1 (100円未満の端数切り上げ)	運賃の2分の1 (100円未満の端数切り上げ) ※1回あたりの助成上限5,000円
利用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
利用できる交通機関等	※ 乗降場所のいずれかが「白河市内」又は「新白河駅」 である移動が対象です。	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 路線バス ● コミュニティバス <ul style="list-style-type: none"> ・ こみねっと ・ 大信自主運行バス ※コミュニティバスの回数券,月額定期券,年間定期券(サポートバス)の購入も対象です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● タクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 白河観光交通 ・ 光タクシー ・ だるまタクシー ・ 東タクシー ● 東地域予約型乗合タクシー

◇申請方法

市役所本庁舎生活防災課』または『各庁舎地域振興課』窓口で申請するか、右のQRコードから電子申請を行ってください。
※下記の方は申請不要です。市から自宅へ送付します。



区分	バス移動支援（助成券）	定率タクシー支援（カード）
申請不要の方	令和7年度バス・タクシー移動支援助成券の交付を受けた,令和9年3月31日までに75歳以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度バス・タクシー移動支援助成券の交付を受けた,令和9年3月31日までに75歳以上の方 ・ 令和7年度定率タクシー実証実験利用登録証の交付を受けた,令和9年3月31日までに65歳以上の方